

(スペイン刑事訴訟法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html> です。

(令和 5 年 12 月作成)

補足第 1 条 刑法第 572 条第 1 項第 3 号に規定される脅迫または強要の場合、裁判官または裁判所は、最初の手続き(\*primeras diligencias : 第 273 条)を開始する際、脅迫または強要の被害者に影響を与えるさまざまな公的登録簿に掲載されるデータの機密性を確保するために必要な措置を、当該データがそのような(被害)者に対してテロ犯罪実行のために情報として利用できないようにするため、講じる。

(本条の新設。2003 年)

補足第 2 条 仮拘禁の保全措置、その最長期間およびその終了、また、刑事訴訟手続きの過程で講じられるその他のすべての保全措置は、恩赦・司法省に保管される全国的範囲の中央登録簿に記載される。

政府は、恩赦・司法省の提案に基づき、司法機関総評議会およびデータ保護庁(Agencia de Protección de Datos)の意見を聞いた上で、当該中央登録所の組織と権限に関する適切な規制規定を下す、その際、その活動開始の時期、同様に、その記入欄の登録・抹消方法、および、それに記載される情報へのアクセス方法を、いずれにしても、その機密性を確保して、決定する。

(本条の新設。2003 年)

補足第 3 条 政府は、司法省と内務省の共同提案に基づき、法的に適切な報告書を提出した後、DNAの法医学的使用に関する国内委員会の構造、構成、組織および機能を政令によって規制する。犯罪の捜査および訴追並びに遺体の身元確認において遺伝子プロフィールを比較する権能を有する研究所の認定、研究所間の調整基準の設定、サンプルの入手、保存および分析に関する公式の技術プロトコルの作成、法律の規定に従って安全に保管するための条件を定め、サンプル、分析およびそこから得られるデータの厳格な秘密保持および保管を保証するなどのあらゆる措置の設定は、この委員会に属する。

(本条の新設。2003 年)

補足第 4 条 ① 本法第 544 条の 3 第 1 項および第 7 項において予審裁判官および第一審裁判官がなす(裁判)対応は、2003 年 7 月 31 日の法律第 27 号家庭内暴力の被害者保護命令の規制法によりなされた編纂の中で、場合によって、女性に対する暴力裁判官がなすと解される。

② 第 4 編第 3 章で、および、本法第 962 条から第 971 条までにおける当直(治安)裁判官がなす(裁判)対応は、場合によって、女性に対する暴力裁判官がなすと解される。

(本条の新設。2004 年)

補足第5条 国家社会保障協会(*Instituto Nacional de la Seguridad Social*)、海運社協会(*Instituto Social de la Marina*)への訴訟手続きの通知。

(一人制) 裁判所および(合議制) 裁判所の裁判所書記官は国家社会保障協会および海運社協会に、被害者が被捜査者の尊属、卑属、兄弟姉妹、配偶者もしくは元配偶者である場合、または、婚姻に類似した愛情関係によって被捜査者と結びついていた場合、いかなる形式の故意殺人の犯行(による犯罪性)が合理的に示唆される司法裁定を通知する。これらの公的機関には、刑事訴訟手続きを終了させる確定裁定も通知される。このような通知は、2005年10月30日立法政令8/2015により承認された一般社会保障法の統合テキストの第231、232、233および234条に、1987年4月30日の立法政令670/1987により承認された国家年金受給者法(*Ley de Clases Pasivas del Estado*)の統合テキスト第37条の2および第37条の3に、および、2020年5月29日の政令・法律20/2020の第4、5、6、7および10条に規定された目的のために行われる。

(本条の新設。2015年)(本条の最終改訂。2020年)

補足第6条 資産回収・管理局(*Oficina de Recuperación y Gestión de Activos*)

① 資産回収管理局は、刑事法および訴訟法に定められた条件に基づいて、犯罪行為から生じる物品を発見、回収、保存、管理および(換金)実行する機能が属する行政機関である。

その機能の遂行とその目的の実行に必要な場合、資産回収管理局は公的および民間組織の協力を求めることができ、これらの組織はその特定の規則に従って協力する義務を負う。

② 没収に関する司法の確定裁定が下される前に資産回収管理局に委託された資産は、差押えまたは物品の早期(換金)実行による金銭に係わる場合には、司法預託・供託口座を通じて管理することができる。残りの資産については、状況に応じて、資産回収管理局は、公的機関に適用される法律に規定される方法で管理できる。金銭の利息並びに資産の収益および果実は、事務局に関連するものを含む管理コストの支払いに使用される。残りの金額は、没収の裁判所の確定裁定を通して処置されることの結果を待って保管される。

没収に関する裁判所の確定裁定が下されると、取得された資産は(換金)実行の対象となり、取得された金額は刑事訴訟法第367条の5に規定される方法に適用される。残りの金額および訴訟手続き中の資産管理から得られた収益は、公的権利の収入として財務省に送金される、そこから資産回収管理局の運営管理費用が差し引かれ、恩赦・司法省の予算に組み込まれて、次項に示される目的の支払いに50%まで使用される。この収入は、一般予算法(*Ley General Presupuestaria*)の規定に従って、恩赦・司法省の予算に計上される。

管理コストおよび前数段に規定される費用は、規則で定められた方法で算定できる。

③ 没収の裁判所裁定の結果として資産回収管理局が取得した資産の目的は次の通りである：

- a) 犯罪被害者支援プログラムへの援助、被害者支援オフィスの促進および寄付を含む。
- b) 犯罪予防と犯罪者の取扱いを目的とした社会プログラムへの支援。
- c) 犯罪の予防、捜査、訴追および抑圧の訴訟手続きの強化と改善。
- d) 深刻な形態の犯罪との戦いにおける国際協力。
- e) その他、規則により定められるもの。

④ 毎年の国の一般予算法において、本条で規定される目的に係わる割合が決定される。影響を受ける資産の配分基準は、閣議の協定を通して毎年決定される。

(本条の新設。2015年)

補足第7条 訴訟手続き。

特別訴訟手続き（\*第4編）についての規定を害しないで、軽刑（\*刑法第33条第4項）または他の準重刑（\*刑法第33条第3項）で代替的または併合的に処罰される犯罪は、簡略訴訟手続き（\*第4編第2章）または、場合によって、特定の犯罪についての迅速訴訟手続き（\*第4編第3章）、または、（検察官）裁定の承諾による訴訟手続き（第4編第3章の2）によって審理される。

(本条の新設。2015年)

補足最終条 以前のすべての法律、政令、規則、命令および地域法は、裁判官および裁判所のために共通裁判権の刑事訴訟手続きの規則を含む限り、廃止される。

1852年6月20日の勅令および密輸および詐欺の犯罪の訴訟手続きに関するその他の現行規定は、前段の規定から除外される。